

令和元年 9 月 1 8 日

第 4 回 廿 日 市 市 議 会 追 加 議 案 (そ の 2)

(第 3 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第4回廿日市市議会追加議案（その2）目次

| | | |
|--------|--|----------|
| 議案第85号 | 会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に 関する条例 | …………… 1 |
| 議案第86号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 | …………… 17 |
| 議案第87号 | 廿日市市教育委員会委員の任命の同意について | …………… 29 |

議案第 85 号

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例案を次のように提出する。

令和元年 9 月 18 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与、旅費及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給与は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬及び期末手当とする。

3 前項の報酬は、基本報酬並びに第2号会計年度任用職員に支給する地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬とする。

(給料)

第3条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）第18条の規定により第2号会計年度任用職員について任命権者が定める勤務時間（第27条第1項において「勤務時間」という。）による勤務に対する報酬として、第2号会計年度任用職員に対して支給する。

2 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）第4条の規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。

(給料表)

第4条 第2号会計年度任用職員の給料表は、別表第1のとおりとする。

2 第2号会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを全て前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その職務の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定めるとおりとする。

3 第2号会計年度任用職員の職務の級及びその号給は、規則で定める基準に従い決定する。

4 第2号会計年度任用職員の給料は、第1項の給料表により支給しなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務等に従事する第2号会計年度任用職員の給料は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の給料月額欄の最高額を超えない範囲内において規則で定める。

（給料の支給）

第5条 給料の支給日は、規則で定める。

第6条 新たに第2号会計年度任用職員となった者には、その日から給料を支給する。

2 第2号会計年度任用職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 第2号会計年度任用職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、その月の1日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数から規則で定める日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前各項に規定するもののほか、給料の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（地域手当）

第7条 地域手当は、給与条例第13条の規定により地域手当の支給を受ける職員の例により支給する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、給与条例第14条の規定により通勤手当の支給を受ける職員の例により支給する。

(特殊勤務手当)

第9条 特殊勤務手当は、給与条例第16条の規定により特殊勤務手当の支給を受ける職員の例により支給する。

(時間外勤務手当)

第10条 時間外勤務手当は、給与条例第17条の規定により時間外勤務手当の支給を受ける職員の例により支給する。

(休日勤務手当)

第11条 休日勤務手当は、給与条例第18条の規定により休日勤務手当の支給を受ける職員の例により支給する。

(夜間勤務手当)

第12条 夜間勤務手当は、給与条例第19条の規定により夜間勤務手当の支給を受ける職員の例により支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第13条 第2号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び特殊勤務手当(月額として定められているものに限る。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を38時間45分に52を乗じたものから7時間45分に19を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(宿日直手当)

第14条 宿日直手当は、給与条例第21条の規定により宿日直手当の支給を受ける職員の例により支給する。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第15条 第2号会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する第2号

会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 第2号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額及び在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

4 第2号会計年度任用職員の期末手当の支給については、給与条例第23条の2及び第23条の3の規定を準用する。

（基本報酬）

第16条 基本報酬は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の規定により第1号会計年度任用職員について任命権者が定める勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬として、第1号会計年度任用職員に対して支給する。

2 基本報酬は、採用の際定められる第1号会計年度任用職員の職務の級及び号給に応じて決定する。

3 第1号会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを全て別表第1の職務の級に分類するものとし、その職務の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定めるとおりとする。

4 第1号会計年度任用職員の職務の級及びその号給は、規則で定める基準に従い決定する。

- 5 基本報酬の額は、第1号会計年度任用職員の勤務の形態に応じ、日額、月額及び時間額（時間を単位とする額をいう。以下同じ。）により定めるものとする。
- 6 基本報酬の日額は、第4項の規定により決定された別表第1の職務の級及び号給の区分に応じ、同表に定める給料月額（以下「基準月額」という。）を21で除して得た額に、正規の勤務時間の1日当たりの勤務時間を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 7 基本報酬の月額は、基準月額に正規の勤務時間の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 8 基本報酬の時間額は、基準月額を7時間45分に21を乗じて得た数で除して得た額とする。
- 9 基本報酬は、日額により支給する場合にあっては正規の勤務時間として勤務した日数に第6項に定める額を乗じて得た額により、月額により支給する場合にあっては第7項に定める額により、時間額により支給する場合にあっては正規の勤務時間として勤務した時間数に前項に定める額を乗じて得た額により支給しなければならない。
- 10 基本報酬は、月の1日から末日までを計算期間とする。
- 11 第2項から前項までの規定にかかわらず、高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務等に従事する第1号会計年度任用職員の基本報酬は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める。
 - (1) 基本報酬を日額で定める場合 任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の給料月額の欄の最高額を21で除して得た額に、正規の勤務時間の1日当たりの勤務時間を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額
 - (2) 基本報酬を月額で定める場合 任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の給料月額の欄の最高額に正規の勤務時間の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額
 - (3) 基本報酬を時間額で定める場合 任期付職員条例第7条第1項に規

定する給料表の給料月額欄の最高額を7時間45分に21を乗じて
得た数で除して得た額

12 給与条例第4条の規定は、第1号会計年度任用職員の給与について
準用する。

(基本報酬の支給)

第17条 基本報酬の支給日は、規則で定める。

第18条 新たに第1号会計年度任用職員となった者には、その日から基
本報酬を支給する。

2 第1号会計年度任用職員が退職したときは、その日まで基本報酬を支
給する。

3 第1号会計年度任用職員が死亡したときは、その月まで基本報酬(月
額で定めるものに限る。)を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により基本報酬(月額で定めるものに限る。)
を支給する場合であって、その月の1日から支給するとき以外のとき又
はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数から規
則で定める日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算
する。

5 前各項に規定するもののほか、基本報酬の支給に関し必要な事項は、
規則で定める。

(地域手当に相当する報酬)

第19条 地域手当に相当する報酬は、当該地域における民間の賃金水準
を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在
勤する第1号会計年度任用職員に対し、勤務の形態及び給与条例第13
条に規定する地域手当の支給を受ける職員との権衡を考慮して支給する。

2 地域手当に相当する報酬の額は、基本報酬の額に100分の20を超
えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(特殊勤務手当に相当する報酬)

第20条 特殊勤務手当に相当する報酬は、著しく危険、不快、不健康又
は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、

かつ、その特殊性を基本報酬で考慮することが適当でない認められるものに従事する第1号会計年度任用職員に対し、勤務の形態及び給与条例第16条の規定により特殊勤務手当の支給を受ける職員との権衡を考慮して、規則で定めるところにより支給する。

(時間外勤務手当に相当する報酬)

第21条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対し、勤務の形態及び給与条例第17条の規定により時間外勤務手当の支給を受ける職員との権衡を考慮して規則で定めるところにより、時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

(休日勤務手当に相当する報酬)

第22条 第1号会計年度任用職員の休日として規則で定める日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員(規則で定める職員を除く。)には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、給与条例第18条の規定により休日勤務手当の支給を受ける職員との権衡を考慮して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当に相当する報酬として支給する。

(夜間勤務手当に相当する報酬)

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する第1号会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額の100分の25を夜間勤務手当に相当する報酬として支給する。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第24条 第1号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 基本報酬を日額で定める場合 基本報酬の日額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の日額の合計額を正規の勤務時間の1日当たり

の勤務時間で除して得た額

(2) 基本報酬を月額で定める場合 基準月額、これに対する地域手当に相当する報酬の月額及び特殊勤務手当（月額として定められているものに限る。）に相当する報酬の月額の合計額に12を乗じ、その額を38時間45分に52を乗じたものから7時間45分に19を乗じたものを減じたもので除して得た額

(3) 基本報酬を時間額で定める場合 基本報酬の時間額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の時間額の合計額
(宿日直手当に相当する報酬)

第25条 宿日直手当に相当する報酬は、給与条例第21条の規定により宿日直手当の支給を受ける職員の例により支給する。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第26条 第1号会計年度任用職員の期末手当は、基準日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 第1号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額及び在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

4 第1号会計年度任用職員の期末手当の支給については、給与条例第23条の2及び第23条の3の規定を準用する。

(給与の減額)

第27条 勤務時間に第2号会計年度任用職員が勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 正規の勤務時間に第1号会計年度任用職員が勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した給与を支給する。

(給与の特例)

第28条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性及び任用の事情を考慮して第2条から前条までの規定を適用することが適当でないとき特に認める会計年度任用職員の給与については、任命権者が別に定めるものとする。

(休職者の給与)

第29条 法第28条第2項の規定により休職にされた会計年度任用職員には、いかなる給与も支給しない。

(旅費)

第30条 第2号会計年度任用職員が公務のため旅行した場合には、当該第2号会計年度任用職員に対し、職員の旅費に関する条例（昭和35年条例第10号）の例により旅費を支給する。

(費用弁償)

第31条 第1号会計年度任用職員には、勤務の形態及び給与条例第14条の規定により通勤手当の支給を受ける職員との権衡を考慮して、規則で定めるところにより、通勤手当に相当する費用弁償を支給する。

2 第1号会計年度任用職員が公務のため旅行した場合には、当該第1号会計年度任用職員に対し、職員の旅費に関する条例の例により費用弁償を支給する。

(実施規定)

第32条 この条例の実施に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与)

2 法第57条に規定する単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与の種類及び基準については、この条例中給与に関する規定を準用する。

別表第1 (第4条、第16条関係)

| 職務 の級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 |
|----------|---------|---------|---------|
| 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 144,100 | 194,000 | 230,000 |
| 2 | 145,200 | 195,800 | 231,600 |
| 3 | 146,400 | 197,600 | 233,100 |
| 4 | 147,500 | 199,400 | 234,700 |
| 5 | 148,600 | 200,900 | 236,100 |
| 6 | 149,700 | 202,700 | 237,800 |
| 7 | 150,800 | 204,500 | 239,300 |
| 8 | 151,900 | 206,300 | 240,900 |
| 9 | 153,000 | 207,900 | 242,100 |
| 10 | 154,400 | 209,700 | 243,600 |
| 11 | 155,700 | 211,500 | 245,200 |
| 12 | 157,000 | 213,300 | 246,600 |
| 13 | 158,300 | 214,700 | 248,100 |
| 14 | 159,800 | 216,500 | 249,600 |
| 15 | 161,300 | 218,200 | 250,900 |
| 16 | 162,900 | 220,000 | 252,300 |
| 17 | 164,200 | 221,700 | 253,800 |
| 18 | 165,700 | 223,400 | 255,400 |
| 19 | 167,200 | 225,000 | 257,100 |
| 20 | 168,700 | 226,600 | 258,900 |
| 21 | 170,100 | 228,000 | 260,500 |
| 22 | 172,800 | 229,700 | 262,300 |
| 23 | 175,400 | 231,300 | 264,000 |
| 24 | 178,000 | 232,900 | 265,700 |
| 25 | 180,700 | 234,000 | 267,600 |
| 26 | 182,400 | 235,500 | 269,500 |
| 27 | 184,000 | 236,900 | 271,300 |
| 28 | 185,700 | 238,200 | 273,100 |
| 29 | 187,200 | 239,500 | 274,800 |
| 30 | 188,900 | 240,700 | 276,700 |
| 31 | 190,700 | 241,700 | 278,600 |
| 32 | 192,400 | 242,900 | 280,300 |
| 33 | 194,000 | 244,200 | 281,800 |

| | | | |
|----|---------|---------|---------|
| 34 | 195,400 | 245,300 | 283,700 |
| 35 | 196,900 | 246,500 | 285,500 |
| 36 | 198,400 | 247,800 | 287,400 |
| 37 | 199,700 | 248,700 | 289,000 |
| 38 | 201,000 | 250,100 | 290,700 |
| 39 | 202,200 | 251,500 | 292,500 |
| 40 | 203,500 | 252,900 | 294,300 |
| 41 | 204,800 | 254,300 | 295,800 |
| 42 | 206,100 | 255,700 | 297,500 |
| 43 | 207,400 | 257,100 | 299,000 |
| 44 | 208,700 | 258,400 | 300,600 |
| 45 | 209,800 | 259,600 | 302,200 |
| 46 | 211,100 | 260,900 | 303,900 |
| 47 | 212,400 | 262,300 | 305,500 |
| 48 | 213,700 | 263,600 | 307,200 |
| 49 | 214,800 | 264,700 | 308,100 |
| 50 | 215,900 | 265,800 | 309,600 |
| 51 | 216,900 | 267,100 | 311,100 |
| 52 | 218,000 | 268,400 | 312,700 |
| 53 | 219,100 | 269,400 | 314,300 |
| 54 | 220,100 | 270,500 | 315,900 |
| 55 | 221,000 | 271,800 | 317,500 |
| 56 | 222,000 | 273,100 | 319,000 |
| 57 | 222,400 | 274,000 | 320,500 |
| 58 | 223,300 | 275,000 | 321,700 |
| 59 | 224,100 | 275,900 | 322,900 |
| 60 | 224,900 | 277,000 | 324,100 |
| 61 | 225,600 | 278,100 | 324,800 |
| 62 | 226,600 | 279,100 | 325,700 |
| 63 | 227,400 | 280,000 | 326,500 |
| 64 | 228,300 | 281,000 | 327,300 |
| 65 | 229,000 | 281,500 | 328,200 |
| 66 | 229,800 | 282,400 | 328,600 |
| 67 | 230,700 | 283,100 | 329,300 |
| 68 | 231,700 | 284,000 | 330,100 |
| 69 | 232,400 | 285,000 | 330,900 |
| 70 | 233,100 | 285,800 | 331,600 |
| 71 | 233,700 | 286,600 | 332,300 |
| 72 | 234,500 | 287,400 | 333,000 |
| 73 | 235,300 | 288,200 | 333,500 |
| 74 | 236,000 | 288,700 | 334,100 |
| 75 | 236,700 | 289,100 | 334,600 |
| 76 | 237,300 | 289,600 | 335,200 |
| 77 | 238,000 | 289,800 | 335,500 |
| 78 | 238,800 | 290,100 | 336,000 |
| 79 | 239,600 | 290,300 | 336,400 |
| 80 | 240,300 | 290,700 | 336,900 |

| | | | |
|-----|---------|---------|---------|
| 81 | 240,800 | 290,900 | 337,300 |
| 82 | 241,500 | 291,100 | 337,800 |
| 83 | 242,200 | 291,500 | 338,300 |
| 84 | 242,900 | 291,800 | 338,800 |
| 85 | 243,500 | 292,100 | 339,100 |
| 86 | 244,200 | 292,400 | 339,500 |
| 87 | 244,900 | 292,700 | 340,000 |
| 88 | 245,600 | 293,100 | 340,400 |
| 89 | 246,100 | 293,400 | 340,700 |
| 90 | 246,600 | 293,800 | 341,100 |
| 91 | 246,900 | 294,100 | 341,600 |
| 92 | 247,300 | 294,500 | 342,000 |
| 93 | 247,600 | 294,700 | 342,200 |
| 94 | | 294,900 | 342,600 |
| 95 | | 295,200 | 343,100 |
| 96 | | 295,600 | 343,500 |
| 97 | | 295,800 | 343,700 |
| 98 | | 296,100 | 344,100 |
| 99 | | 296,500 | 344,500 |
| 100 | | 296,900 | 344,800 |
| 101 | | 297,100 | 345,100 |
| 102 | | 297,400 | 345,500 |
| 103 | | 297,800 | 345,900 |
| 104 | | 298,100 | 346,300 |
| 105 | | 298,300 | 346,800 |
| 106 | | 298,600 | 347,200 |
| 107 | | 299,000 | 347,600 |
| 108 | | 299,300 | 348,000 |
| 109 | | 299,500 | 348,500 |
| 110 | | 299,900 | 348,900 |
| 111 | | 300,300 | 349,200 |
| 112 | | 300,600 | 349,500 |
| 113 | | 300,800 | 350,000 |
| 114 | | 301,000 | |
| 115 | | 301,300 | |
| 116 | | 301,700 | |
| 117 | | 301,900 | |
| 118 | | 302,100 | |
| 119 | | 302,400 | |
| 120 | | 302,700 | |
| 121 | | 303,100 | |
| 122 | | 303,300 | |
| 123 | | 303,600 | |
| 124 | | 303,900 | |
| 125 | | 304,200 | |

別表第2 (第4条、第16条関係)

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|--------------------------|
| 1 級 | 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 |
| 2 級 | 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 |
| 3 級 | 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 |

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の任用、給付等に関する規定が整備されることに伴い、会計年度任用職員に対して支給する給与、旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 86 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を次のように提出する。

令和元年 9 月 18 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に
伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和31年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の次に「(法第22条の2第1項各号に掲げる職員を除く。以下同じ。)」を加える。

第26条の見出し中「臨時的任用の職員等」を「臨時的に任用される職員」に改め、同条第1項中「臨時的任用の職員」を「臨時的に任用される職員」に改め、「及び非常勤の職員(任期付短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員を除く。)」を削る。

附則第4項中「者」の次に「(法第22条の2第1項各号に掲げる職員を除く。)」を加える。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和31年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条中「給料」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第2条第3項に規定する基本報酬)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第28条に規定する会計年度任用職員の減給の効果は、前項の規定に準じて、任命権者が定めるものとする。

(職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限に関する手續及び効果に関する条例(昭和31年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項

前段の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とし、同項後段及び第2項の規定は、適用しない。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 職員の旅費に関する条例(昭和35年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の次に「(法第22条の2第1項各号に掲げる職員を除く。以下同じ。)」を加える。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

第5条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第9条及び第10条に規定する休日及び代休日の期間」を「第8条の3から第10条までに規定する時間外勤務代休時間、休日及び代休日の期間並びに勤務時間等条例第18条及び第19条の規定により任命権者が定める時間外勤務代休時間、休日及び代休日の期間」に改め、同条第3号中「期間」の次に「並びに勤務時間等条例第18条及び第19条の規定により任命権者が定める年次有給休暇の期間」を加える。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「常時勤務」を「、常時勤務」に、「もの及び」を「もの、」に改め、「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」の次に「第22条の2第1項各号に掲げるもの及び同法」を加え、「占める職員」を「占めるもの」に改める。

第17条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(会計年度任用職員の給与)」を付し、同条を次のように改める。

第17条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、給料並びに

地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 前項に規定する職員については、第4条から第6条まで、第7条の2、第7条の3、第12条の2及び第14条から第14条の4までの規定は、適用しない。

第17条の次に次の2条を加える。

第18条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与の種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

2 前項に規定する職員については、第4条から第6条まで、第7条の2、第7条の3、第12条の2及び第14条から第14条の3までの規定は、適用しない。

(臨時的に任用される職員の給与)

第19条 臨時的に任用される職員のうち、この条例の規定を適用することが適当でないものの給与については、この条例の規定にかかわらず、職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第7条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和42年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(10) 特定の地域で医師として診療に従事する職員の特殊勤務手当

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(特定の地域で医師として診療に従事する職員の特殊勤務手当)

第12条 特定の地域で医師として診療に従事する職員の特殊勤務手当は、医師の確保が困難な地域として規則で定める地域に在勤して診療に従事する医師のうち市長が指定するものに対して支給する。

2 前項の手当の額は、月額20万円とする。

(廿日市市職員定数条例の一部改正)

第8条 廿日市市職員定数条例（昭和62年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時に雇用される者」を「臨時的に任用される職員」に改める。

（特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第9条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「非常勤職員（）」の次に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。」を加え、同条第4項第3号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第3条第2項中「診療所医師については勤務1時間につき1万6,800円、診療所薬剤師については勤務1時間につき5,850円、診療所看護師については勤務1時間につき2,700円、」を削る。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第10条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出

生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

- (6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第16条中「育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
 - ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第17条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条第2項中「を承認されている職員」を「又は同条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第17条に次の1項を加える。

- 5 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号。以下この項において「会計年度任用職員給与等条例」という。）第 27 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

- (1) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員 会計年度任用職員給与等条例第 24 条各号に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額
- (2) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員 会計年度任用職員給与等条例第 13 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 11 条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の見出しを「（会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇）」に改め、同条中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については」を「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員及び同項第 2 号に掲げる職員の勤務時間、休日及び休暇については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず」に改める。

第 19 条を第 20 条とし、第 18 条の次に次の 1 条を加える。

（臨時的に任用される職員の休暇）

第 19 条 臨時的に任用される職員の休暇については、第 11 条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第 12 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成 8 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に、「条件

附採用」を「条件付採用」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第13条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(廿日市市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第14条 廿日市市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第112号)の一部を次のように改正する。

第3条中「非常勤職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を加える。

(廿日市市市民センター条例の一部改正)

第15条 廿日市市市民センター条例(昭和47年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

(廿日市市有林管理条例の一部改正)

第16条 廿日市市有林管理条例(平成15年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第13条及び第14条を削り、第15条を第13条とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の任用、給付等に関する規定が整備されることなどに伴い、関係条例について必要な規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 87 号

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
第 4 条第 2 項の規定により、次の者を廿日市市教育委員会の委員に任命す
ることについて、市議会の同意を求める。

令和元年 9 月 18 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

氏 名 大 島 久 典

(提案理由)

廿日市市教育委員会の委員澁谷憲和が、令和元年10月31日をもって辞職するので、その後任委員の任命について、市議会の同意を求めるものである。